

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第26号

香川県会計規則の一部を改正する規則
香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第20条～第39条 略</p> <p>第40条（出納員等の<u>釣銭</u>及び両替金）</p> <p>第41条～第50条の2 略</p> <p>第3節～第7節 略</p> <p>第3章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（出納員等の<u>釣銭</u>及び両替金）</p> <p>第40条 出納員又は収入取扱員は、次に掲げる歳入の収納について、<u>釣銭</u>及び両替金を必要とする場合においては、指定金融機関等に払い込むべき収入金のうちから、3万円以下の現金を留めておくことができる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">左欄</th> <th style="width: 33%;">中欄</th> <th style="width: 33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業試験場の出納員</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産試験場</td> <td>畜産試験場</td> <td>畜産試験場の家畜人工授精用精液の売払</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			農業試験場の出納員	略		畜産試験場	畜産試験場	畜産試験場の家畜人工授精用精液の売払	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 金銭会計（第7条～第110条）</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 収入（第20条～第50条の2）</p> <p>第20条～第39条 略</p> <p>第40条（出納員等の<u>つり銭</u>及び両替金）</p> <p>第41条～第50条の2 略</p> <p>第3節～第7節 略</p> <p>第3章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（出納員等の<u>つり銭</u>及び両替金）</p> <p>第40条 出納員又は収入取扱員は、次に掲げる歳入の収納について、<u>つり銭</u>及び両替金を必要とする場合においては、指定金融機関等に払い込むべき収入金のうちから、3万円以下の現金を留めておくことができる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">左欄</th> <th style="width: 33%;">中欄</th> <th style="width: 33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業試験場の出納員</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			農業試験場の出納員	略	
左欄	中欄	右欄																				
略																						
農業試験場の出納員	略																					
畜産試験場	畜産試験場	畜産試験場の家畜人工授精用精液の売払																				
左欄	中欄	右欄																				
略																						
農業試験場の出納員	略																					

の出納員	の収入取扱員	代金の収納（出納員が収納するものを除く。）
東部家畜保健衛生所の出納員	略	
略		

東部家畜保健衛生所の出納員	略
略	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。